

十日町民商ニュース

2025年3月 vol.493

☎025-757-2509

✉025-752-5679

tokanachi.minsho@gmail.com

〒943-0037十日町市妻有町東1-404-11

3.13 重税反対統一行動十日町集会が行われました

3月12日、段十ろうで第50回重税反対統一行動十日町集会を行いました。参加団体は十日町民商・農民連・新婦人・9条の会・原発を無くす会の5団体、計64名が参加となりました。

「インボイス制度の廃止」・「大軍拡・大増税を許さず、平和的外交を」などのアピールが満場一致で採択されました。

集会終了後は段十ろうから税務署までデモ行進。宣伝カーを先頭に中小業者を悩ますインボイス制度の廃止、物価高騰による生活の困窮などを市民へアピールしながら元気よく行進となりました。参加して頂いた会員の皆様ありがとうございました。重税反対統一行動は民商の中で大きな行事の1つですので、来年も引き続き宜しくお願い致します。



事務所お休みのお知らせ

3月20日(木)春分の日は祝日の為事務所がお休みとなりますので、連絡がある方は、事務局の携帯へ直接ご連絡下さい。

大島 080-4374-9363 小杉 090-5516-7609

所得税・消費税の振替日案内

所得税 4月23日(水)

消費税 4月30日(水)

上記の日程で振替納税が行われますので、振替納税者は通帳の残高が足りない等のことが無いように注意をお願い致します。

※申告期限内 (3/17まで)

に申告書の提出がなされていないと振替納税が行われないのでお気をつけください。

税金の納付について

税金を一括納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる場合は「納税の猶予」、「換価の猶予」といった納税緩和措置を利用しましょう。猶予が認められると新たな差し押さえなどの滞納処分の執行を受けない事や、認められた期間中の延滞税の一部が免除となります。申請を考えている方は早急にご相談下さい。

定額減税で減税しきれない方へ

申告の際に、定額減税で減税しきれない金額が発生した方は差額分の1,000円以下を切り上げて（例：差額が14,000円であれば20,000円に切り上げ）給付となります。ただし、昨年の秋頃の調整給付を受け取った方は、調整給付金と申告での差額分を比べ差額分が調整給付より大きい場合に追加で給付となります。

給付金のお知らせは、住民税が決定した後に役所から書類が郵送されます。届いた書類に必要事項を記入の上、返送しましょう。

社会保険料の保険料額が3月から変わります。
健康保険料率が 9.35% ⇒ 9.55% (昨年+0.2%)
介護保険料率が 1.60% ⇒ 1.59% (昨年-0.01%)

3月の給与から変更となります。